

板野東部消防組合公共施設等総合管理計画

平成 29 年 12 月
板野東部消防組合

目次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1.	公共施設等の現状と課題	1
2.	計画の位置づけと対象期間	1
第2章	板野東部消防組合の現状と課題	2
1.	本組合の概要	2
2.	活動実績	3
3.	財政状況	4
4.	人口の動向と将来予測	8
5.	類似団体との比較	9
第3章	公共施設の現状と将来の見通し	11
1.	建物整備状況（本計画対象範囲）	11
2.	将来費用推計	12
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	14
1.	公共施設等の管理における基本方針	14
2.	維持管理方針	15
3.	計画の実行・管理	18

1. 公共施設等の現状と課題

全国の地方公共団体では、高度経済成長期に整備された公共施設等が老朽化によって、今後、大規模改修や建替え等の更新時期を一斉に迎えるという大きな問題が生じています。老朽化を原因とした事故も各地で発生し、人命に関わるものも少なくありません。また、全国的に財政状況は依然として厳しく、長期的には人口減少等による税収入が伸び悩み、反対に少子高齢化社会の進行に伴う扶助費等の増大が見込まれる中、いかにして公共施設等の維持更新費を抑制していくかが喫緊の課題となっています。

国による、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識の基、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請されました。

このような国からの要請に加え、板野東部消防組合(以下「本組合」)の構成団体である、板野郡松茂町、北島町、藍住町では、公共施設等総合管理計画(以下「本計画」)を平成 28 年度に策定していることも鑑み、構成団体との連携を図りながら、効率的な行政活動を推進していくため、本組合においても公共施設等の状況把握を徹底し、長期的な視点をもって今後の維持管理に努めていく指針として本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけと対象期間

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において各地方公共団体が策定することとされている「行動計画」にあたる計画であり、本組合の板野東部消防組合基本計画や構成団体の公共施設等総合計画等とも連動しながら、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行う指針を示すものとして位置づけるものです。

また、今後作成することとしている長寿命化計画(個別施設計画)に対して、本計画を上位計画と位置づけます。

一方で対象期間は、平成 30 年度から同 39 年度までの 10 年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、期間中においても見直しを行うものとします。

1. 本組合の概要

徳島県の北東部に位置する板野郡松茂町、北島町、藍住町の3町から構成される一部事務組合で、管轄面積 39.25 k m²、隣接する市町村の近郊住宅地として人口約 73,000 人が暮らしています。

本組合は、「四国三郎」と呼ばれる日本有数の河川である吉野川の下流北岸に位置しており、管内は、扇状地ならではの平坦な土地で東西に延び、山間部がありません。また、徳島県の空の玄関「徳島阿波おどり空港」をはじめ、国道 11 号線、JR 勝瑞駅、連日多くの高速バスが発着する「松茂とくとくターミナル」のほか、徳島自動車道では藍住 IC に加えて、平成 27 年には松茂 PA・スマート IC が共用開始となる等、交通の要衝としても多くの方が訪れます。更に、各種工場、特に近年においては郊外型大型商業店舗の立地も増加してきました。

本組合の消防本部には総務課、警防課、予防課、通信指令課の4課を置き、2つの消防署を配置しています。また、松茂町、北島町に各5分団、藍住町に7分団の全17分団で構成された板野東部消防組合消防団も所掌しており、火災等の災害時のみならず平時においても常備消防隊と共に精力的に活動しています。

昭和 47 年 4 月の業務開始以来、火災防ぎょ活動、救急・救助活動はもちろん、災害を未然に防ぐ予防業務にも従事しています。近年、複雑多様化する災害に立ち向かい、迅速・確実な活動を心掛けて地域住民の方々の生命、身体そして財産を守るため、日々努力しています。

本組合管内図（徳島県板野郡松茂町・北島町・藍住町）



2. 活動実績

本組合における、火災発生状況を示します。 消防年報（平成 28 年度：板野東部消防組合）より

●平成 28 年度と同 27 年度の火災発生原因とその件数

平成 28 年度

火災原因	件数
たばこ	1
電気関係	4
放火疑い	1
不明	3
その他	2
合計	11

死者・・・3 名
けが人・・・0 名
損害額・・・91,614,810 円

平成 27 年度

火災原因	件数
コンロ	2
線香	1
電気関係	2
煙草	1
暖房器具	2
放火疑い	1
バッテリー	1
かまど	1
不明	4
その他	1
合計	16

死者・・・0 名
けが人・・・2 名
損害額・・・70,454,500 円

●町別の火災件数

	平成 28 年度	平成 27 年度
松茂町	2	4
北島町	4	6
藍住町	5	6

本組合における救急車の出動状況を示します。 消防年報（平成 28 年度：板野東部消防組合）より

平成 28 年度

出動内容	件数
急病	1,511
交通事故	241
転院	223
けが	348
その他	86
合計	2,409

平成 27 年度

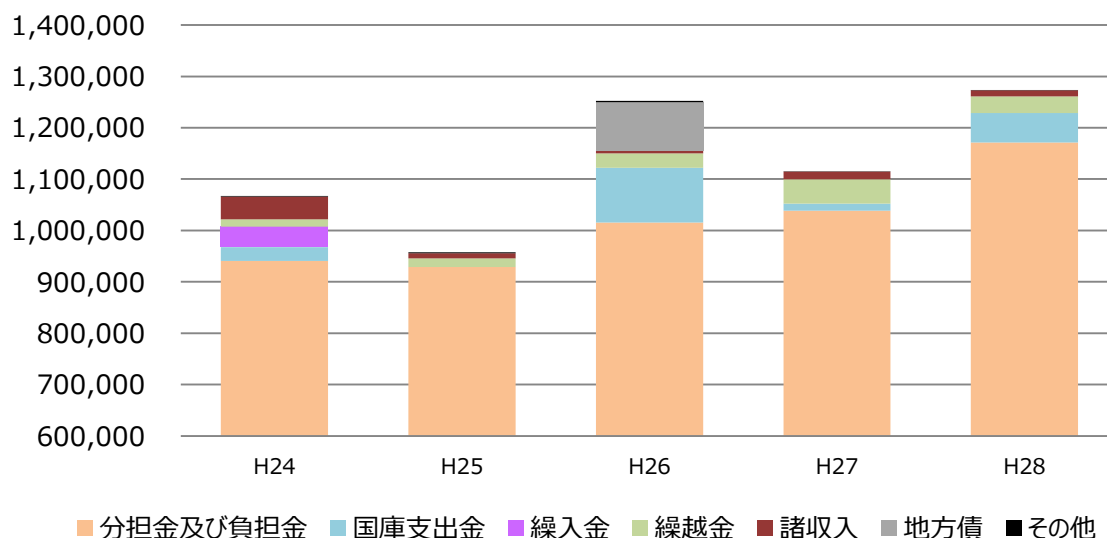
出動内容	件数
急病	1,583
交通事故	271
転院	249
けが	358
その他	63
合計	2,524

救急出動の他に 1 年間に病院を案内、または手配した件数は、633 件。

3. 財政状況

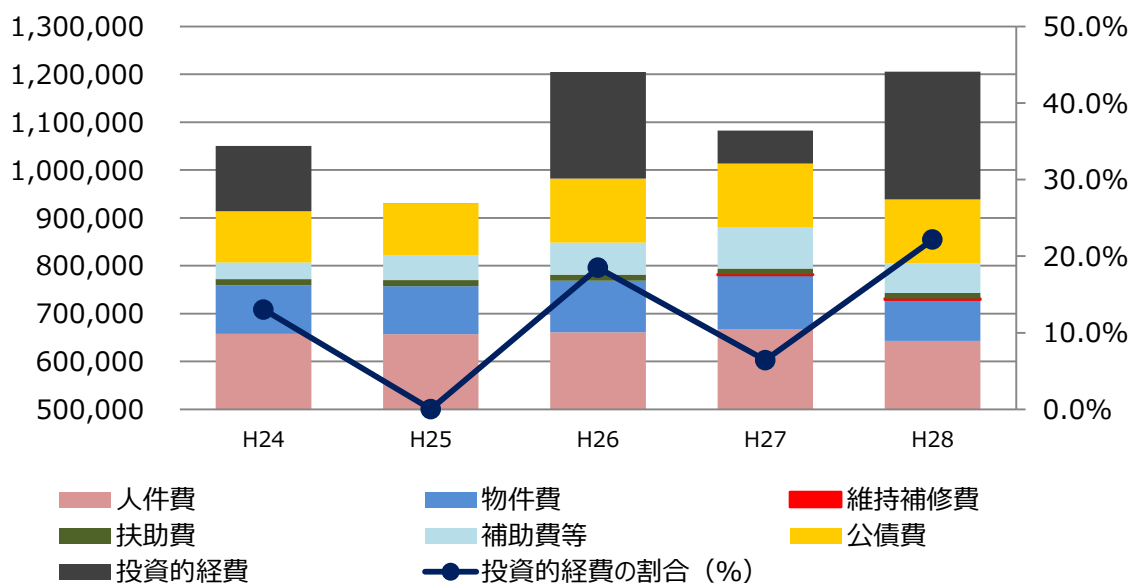
本組合における、財政状況を示します。

●歳入状況（千円）



本組合の平成 28 年度の歳入総額は、1,273,714（千円）であり、その大部分を構成団体からの負担金収入で賄っています。

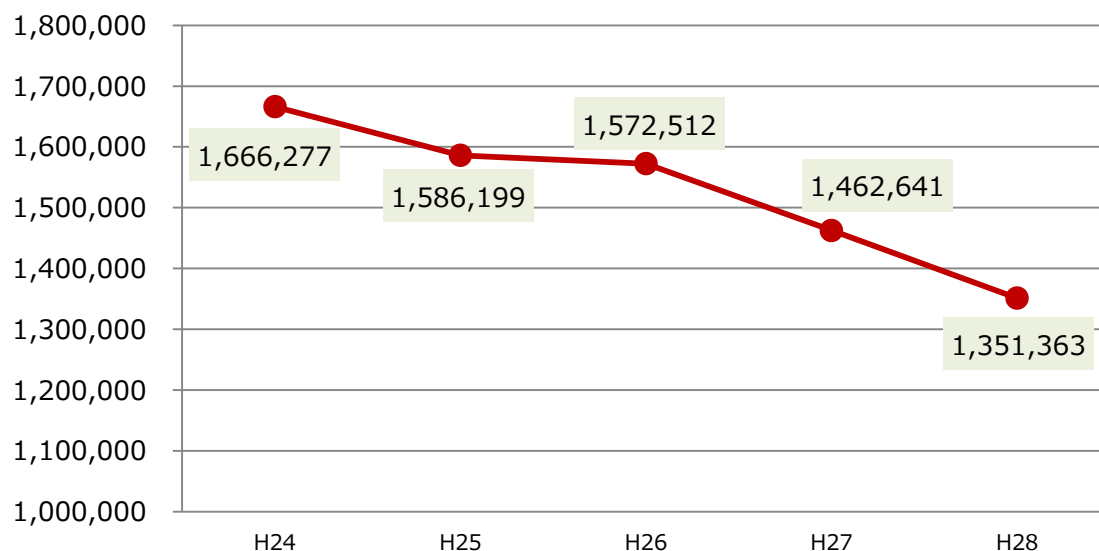
●歳出状況（千円）



対して歳出総額は、平成 28 年度では 1,205,609（千円）となっています。平成 26 年度と同 28 年度は、投資的経費（※1）が多く発生していますが、同 26 年度については、消防救急デジタル無線設備の導入、同 28 年度は、通信指令室改修工事を実施したためです。

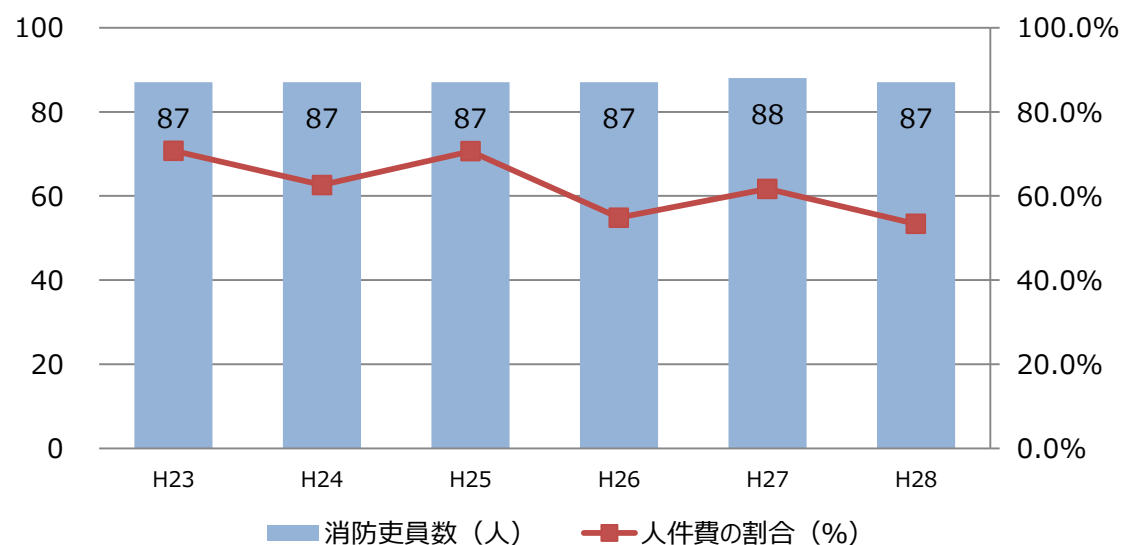
※1 投資的経費 その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業をさすものとされている。

●地方債残高（千円）



本組合では、起債の抑制や償還を進め、平成 24 年度では 1,666,277（千円）の地方債残高がありましたが、同 28 年度では、約 2 割削減となっています。健全な財政運営を今後も心掛けていきます。

●消防吏員数の推移（人）と人件費の割合（％）



人件費の割合・・・歳出総額に占める人件費の割合を表しています。

本組合の消防吏員数は、定員の適正化を図っており、横ばいを推移しています。歳出総額に占める人件費の割合は、平成 28 年度では 53.4%となっています。

参考資料

構成団体の財政状況

本組合の構成団体ごとの平成 27 年度決算に基づく財政状況を紹介します。
なお、以下については、「財政状況資料集」を参照しています。

◆財政状況資料集

総務省 HP : http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryou/index.html

徳島県 HP : <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013041700035/>

		松茂町		北島町		藍住町	
		H27	H26	H27	H26	H27	H26
実質収支比率 (%)		2.3	1.8	10.9	5.7	2.9	3.4
経常収支比率 (%)		74.8	77.6	77.6	80.9	81.0	89.9
財政力指数		0.90	0.90	0.74	0.74	0.70	0.69
公債費負担比率 (%)		2.4	5.0	9.7	10.3	9.4	10.6
健全化判断比率	実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
	連結実施赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
	実質公債費比率 (%)	0.3	1.5	3.2	2.8	4.9	5.9
	将来負担比率 (%)	—	—	—	—	—	—
資金不足比率 (%)		—	—	—	—	—	—

ハイフン（—）となっているものは、該当なし。

構成団体である 3 町とも、赤字額はなく、起債抑制策によって、実質公債費比率も良好であり、健全な財政運営が行われています。

しかしながら、今後は、公共施設等の維持管理や更新にかかる費用のほか、人口減少に伴う地方税収入の減少が見込まれることから、これまで以上に、歳入に係る地方交付税や国庫支出金等の割合が増すことが考えられます。また、高齢化社会の進行による社会保障費の支出が歳出に占める割合が高くなることが予想されます。

用語解説

実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す。 正数の場合は黒字、負数の場合は赤字である。(3 町とも黒字)
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高い（1.0 に近い）ほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
公債費負担比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源総額に占める、公債費に充当された一般財源の割合。 この比率が高いほど財政運営の硬直化が進んでいることを表す。
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。 * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 11.25%～15% * 財政再生基準：20%
連結実施赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。 * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 16.25%～20% * 財政再生基準：30%
実質公債費比率	地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。実質公債費比率が 18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が 25%以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなる。2006 年度導入。 * 早期健全化基準：25% * 財政再生基準：35%
将来負担比率	将来負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式により求められる。（将来負担額－充当可能基金額－特定財源見込額－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）／（標準財政規模－地方債元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。 * 早期健全化基準：350% * 財政再生基準：なし
資金不足比率	当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

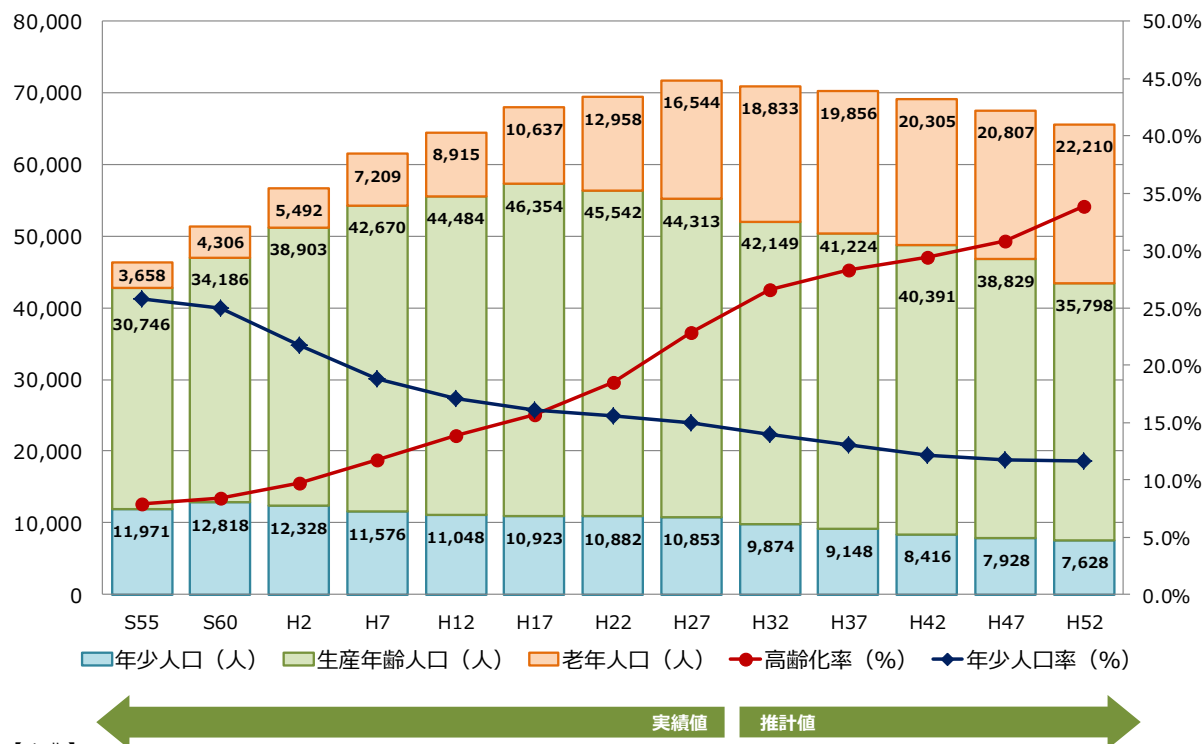
4. 人口の動向と将来予測

以下は、構成団体の人口について、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査に基にまとめた将来推計を表しています。

住宅整備や企業誘致、商業施設の拡充等により、人口は年々増加してきたものの、平成27年のピークを境に徐々に下がり、同52年には、65,600人程度になると推計されています。徳島県内の他の市町村との比較においては、下がり幅が小さくなることが予想されますが、少子高齢化の進行は顕著に表れています。

平成52年の高齢化率（全人口の内65歳以上の割合）が33.8%を占めるようになり、高齢者への救急出動や病院への搬送の増加が考えられます。

●人口と高齢化率及び年少人口率の推移



【出典】

総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】

平成27年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、平成32年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成25年3月公表）に基づく推計値。

●構成団体ごとの人口推移（人）

	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成42年	平成52年
松茂町	10,196	12,096	14,267	15,070	15,204	14,206	13,252
北島町	16,466	18,986	19,823	21,658	22,446	21,802	20,934
藍住町	19,713	25,674	30,368	33,338	34,626	33,104	31,450
計（※2）	46,375	56,756	64,458	70,066	72,276	69,112	65,636

※2 「人口と高齢化率及び年少人口率の推移」グラフの年少人口・生産年齢人口・老年人口の合計値と一致しないものは、その該当年度の国勢調査において、「年齢不詳」とされているものを含んでいるため。

●事故種別年齢区分搬送人員（平成 28 年中・平成 27 年中）

平成 28 年中		年齢区分					
		新生児	乳幼児	少年	成人	老人	計
事故種別	火災	0	0	1	1	0	2
	自然災害	0	0	0	0	0	0
	水難	0	0	0	0	1	1
	交通事故	0	8	29	147	64	248
	労働災害	—	—	0	10	8	18
	運動競技	—	0	12	3	2	17
	一般負傷	0	37	22	64	196	319
	加害	0	0	1	7	3	11
	自損行為	—	0	1	13	1	15
	急病	1	104	36	501	707	1,349
	その他	4	5	4	60	151	224
	計	5	154	106	806	1,133	2,204

平成 27 年中		年齢区分					
		新生児	乳幼児	少年	成人	老人	計
事故種別	火災	0	0	1	0	1	2
	自然災害	0	0	0	0	0	0
	水難	0	0	0	0	1	1
	交通事故	0	16	32	166	77	291
	労働災害	—	—	0	12	1	13
	運動競技	—	0	9	6	1	16
	一般負傷	1	26	17	84	200	328
	加害	0	0	3	5	2	10
	自損行為	—	0	0	7	1	8
	急病	0	97	53	477	820	1,447
	その他	4	9	4	75	157	249
	計	5	148	119	832	1,261	2,365

消防年報（各年度：板野東部消防組合）より

上図は、平成 27 年および 28 年中に本組管内にて救急搬送した結果を、事故種別及び年齢区分別に表したものです。平成 28 年中から搬送件数を見ると、老人の割合が 51.4%を占め、事故種別では、「急病」「一般負傷」が多くなっています。今後の高齢化進行に伴い、老人の搬送割合の増加が考えられます。搬送にかかるコストはもちろんのこと、公共施設等の維持管理や備品器具の整備状況、構成団体の財政状況を鑑みながら、長期的な視野をもって本組合の運営を考えていく必要があります。

5. 類似団体との比較

下図は、本組合の消防体制が適正かどうかを判断するため、本組合と類似団体の消防体制を比較したものです。

その結果、火災件数・救急件数・救助件数は平均を下回っています。一方、災害対応拠点施設である消防署所数、出動車両台数は他団体と同程度の整備がされていますが、救急車 1 台あたりの救急件数は、平均値（722 件）を上回っていることが分かります。

現状の消防体制については、全国的に標準的な水準にあると考えられます。

●類似団体との比較表

組合名称	構成 市町村数	現人口 (人)	全面積 (km ²)	消防職員 (定員：人)	消防 署数	火災 件数	救急 件数	救助 件数
板野東部消防組合	3	73,204	39	88	2	11	2,409	17
西入間広域消防組合	3	60,423	100	115	1	22	2,949	40
匝瑳市横芝光町消防組合	2	61,927	169	110	2	28	2,740	41
千曲坂城消防組合	2	76,370	173	102	3	41	3,675	40
柳井地区広域消防組合	4	64,904	347	141	1	29	3,637	49
伊万里・有田消防組合	2	76,351	321	130	2	23	3,432	39
宮崎県東児湯消防組合	5	70,416	444	102	1	32	3,055	37

組合名称	ポンプ車 〈水槽付含む〉 (台)	はしご車 〈屈折含む〉 (台)	化学車 (台)	救助 工作車 (台)	救急車 〈高規格含む〉 (台)	救急車1台あた りの救急件数
板野東部消防組合	4	0	2	2	3	803
西入間広域消防組合	6	1	1	1	3	983
匝瑳市横芝光町消防組合	5	0	1	1	3	913
千曲坂城消防組合	5	1	2	2	5	735
柳井地区広域消防組合	7	1	1	1	7	520
伊万里・有田消防組合	7	1	1	1	7	490
宮崎県東児湯消防組合	4	0	0	1	5	611

類似団体とは

管内人口、面積、組合事務形態が概ね類似する団体を

「消防現勢等調査及び消防装備等実態調査（全国消防長会）」より抽出しています。

- ・管内人口：60,000人～80,000人
- ・管内面積：500km²未満
- ・組合事務形態：消防事務組合

なお、これらの情報は、

平成29年4月1日現在の全国消防長会会員（732消防本部）の消防力等の現状についてまとめたものです。

第3章 公共施設の現状と将来の見通し

1. 建物整備状況（本計画対象範囲）

本組合が有する公共施設等は以下のとおりです。（平成 28 年度末時点）
 なお、いずれの施設も、新耐震基準（昭和 56 年以降）による建築物となっています。

消防本部・消防団本部・第 1 消防署

徳島県板野郡北島町北村字大開 11 番地 1

取得年月日 平成 15 年 12 月 18 日

建物名称	建物構造		建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐用年数	残存年数
消防本部 消防団本部 第 1 消防署庁舎	RC 造 (一部 S 造)	地上 2 階 一部 3 階	2,739.60	4,432.26	50	38
訓練塔 A 塔	RC 造	地上 8 階	69.26	545.61	38	26
訓練塔 B 塔	RC 造	地上 2 階	115.91	221.03	38	26
駐輪場等	RC 造	地上 1 階	28.13	28.13	38	26

第 2 消防署

徳島県板野郡藍住町笠木字中野 174 番地の 1

取得年月日 平成 23 年 3 月 25 日

建物名称	建物構造		建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐用年数	残存年数
第 2 消防署	RC 造	地上 2 階 一部 3 階	722.16	1,481.58	50	45
駐輪場等	RC 造	地上 1 階	19.80	19.80	38	33



消防本部・消防団本部・第 1 消防署



第 2 消防署

2. 将来費用推計

公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10（一般財団法人地域総合整備財団）を用いて、本組合の有する公共施設等の今後 40 年間にかかる大規模改修等の費用推計を行いました。

なお、試算条件及び更新単価については、構成団体の公共施設等総合管理計画と同様のものを設定しています。

試算条件

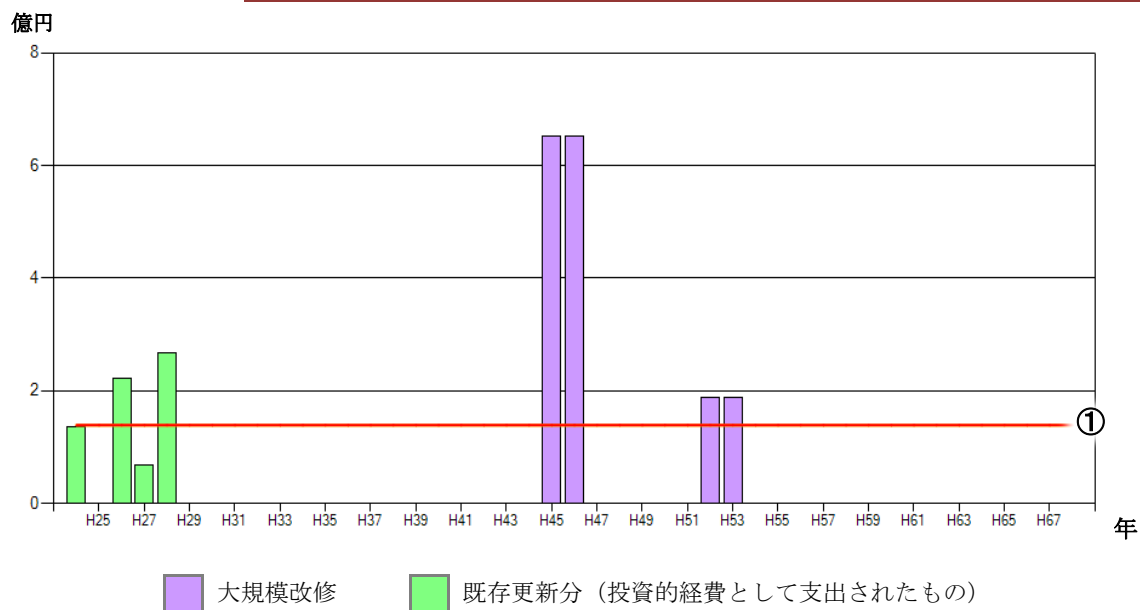
・ 更新費用の推計額 事業費ベースでの計算とする。 一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。 ・ 計算方法 耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。 延床面積×更新単価 ・ 更新単価 すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。 ・ 大規模改修単価 建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定する。 ・ 耐用年数 標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より。	・ 大規模改修 建設後 30 年で行うものとする。 ・ 地域格差 地域格差は考慮しないものとする。 ・ 経過年数が 31 年以上 50 年までのもの 今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。 ・ 経過年数が 51 年以上のもの 建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えるものとして計算する。 ・ 耐用年数が超過しているもの 今後 10 年間に於いて、均等に更新するものとして計算する。 ・ 建替え 建設後 60 年で行うものとする。 設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算する。 ・ 修繕期間 設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を 2 年間として計算する。
---	--

更新単価

	大規模改修（建設後 30 年）	建替え（建設後 60 年）
消防施設（行政系施設）	25 万円/㎡	40 万円/㎡

●今後 40 年間の将来費用推計

40 年間の更新費用総額	16.8 億円
年度更新費用（平均額）の試算	0.4 億円
過去 5 ヶ年の投資的経費平均額	1.4 億円 . . . ①



本組合の公共施設等については、消防本部・消防団本部・第 1 消防署及び第 2 消防署も建設後、比較的新しい（取得年月日等は 11 ページ参照）ことから、今後 40 年間に於いて、建替えの費用は算出されていません。しかしながら、建設後 30 年の大規模改修については、消防本部・消防団本部・第 1 消防署は、平成 45 年に、第 2 消防署は同 52 年に迎えることが試算されています。

【消防本部・消防団本部・第 1 消防署 H45～H46 年にかけて約 13.1 億円】

【第 2 消防署 H52～H53 年にかけて約 3.8 億円】

また、平成 24 年から同 28 年の投資的経費の平均額が約 1.4 億円であるため、公共施設等の大規模改修時には、平成 45 年推計値（約 6.6 億円）比で 4.7 倍かかるとされています。費用が突出して多くなる年があるため、年度毎の支出に極端な増減が生じ、財源不足に陥る可能性もあります。このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに、長寿命化の実施や予防保全型の維持管理に努めていくことが重要になります。

●過去 5 年間の投資的経費

	H24	H25	H26	H27	H28	平均
投資的経費（千円）	136,859	292	222,582	69,376	267,011	139,224

1. 公共施設等の管理における基本方針

本組合では、今後の施設の維持管理・更新の基本方針として以下のとおり定めます。

【基本方針】

- ① 長寿命化・維持補修を計画的に行い、ライフサイクルコスト（※3）を低減する
- ② 資産の有効活用に努める
- ③ 効率的な実施体制の構築及び情報共有に努める

※3 ライフサイクルコスト（LCC） 製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。

① 長寿命化・維持補修を計画的に行い、ライフサイクルコストを低減する

損傷・事故が発生してから修繕等を行う事後保全型から、恒久的な点検を実施し、施設の劣化・損傷を早期に発見するとともに、施設の状況を的確に把握し対処していくといった予防保全型の維持管理を行います。また、公共施設等の長寿命化対策にも積極的に推進することで、維持管理・更新費用を縮減し、財政負担の軽減を図ります。

② 資産の有効活用に努める

現状の活動実績等、消防需要を考慮しても、施設の廃止・統合といった、総量の削減は現実的ではありません。そのため、日常の消防業務のほか、災害時にも的確に対処できる庁舎機能を維持していきます。徳島県をはじめとする広い範囲で、東南海・南海地震や、それに伴う津波の被害が想定されています。加えて、平成28年の熊本地震に見られる活断層による地震も注目され、本組合管内でも中央構造線への危機管理や、水害、土砂災害等から住民の命を守るべく、万全の体制を整えます。

③ 効率的な実施体制の構築及び情報共有に努める

本計画策定の主眼は、公共施設等の更新や維持補修費に係る財政負担の軽減・平準化に置いています。そのため、本計画は常に資産管理と財政計画との整合性が必要となることから、固定資産台帳（※4 地方公会計制度）をはじめとする資産情報を保持、または、財政計画を所掌する総務課が中心となり、かつ、各公共施設等の所管部署との既存の庁内会議を随時に活用しつつ、効果的で効率的な実施体制づくりを行います。

また、計画の進捗状況や維持管理に関する情報の一元化を進めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組めるよう啓発を推進していきます。

※4 固定資産台帳 固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものをいう。

2. 維持管理方針

先述した基本方針に則り、以下の維持管理方針を示します。

(1) 点検・診断等の実施方針

法定点検に加え、施設管理者による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握します。その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的に実施します。

建物の劣化及び機能低下を早期発見するための、点検項目・点検頻度等について検討し、マニュアル等の整備を行います。委託契約により実施している保守・点検・整備について、委託契約どおりに実施されているかどうか委託先から確実に報告を受け実態を把握します。

点検・診断結果については、その結果を記録・蓄積して老朽化対策等に活用します。

なお、点検・診断については、以下のような評価項目を参考にします。

点検・診断等の評価項目と内容（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考）

評価項目			内 容
安全性	①	安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	②	耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
	③	耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④	保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤	適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥	不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
	⑦	快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧	情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨	環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
社会性	⑩	社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪	住民満足度	住民満足度、職員満足度
	⑫	施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬	供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
	⑭	施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮	体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯	点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰	運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱	ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

(2) 安全確保・耐震化の実施方針

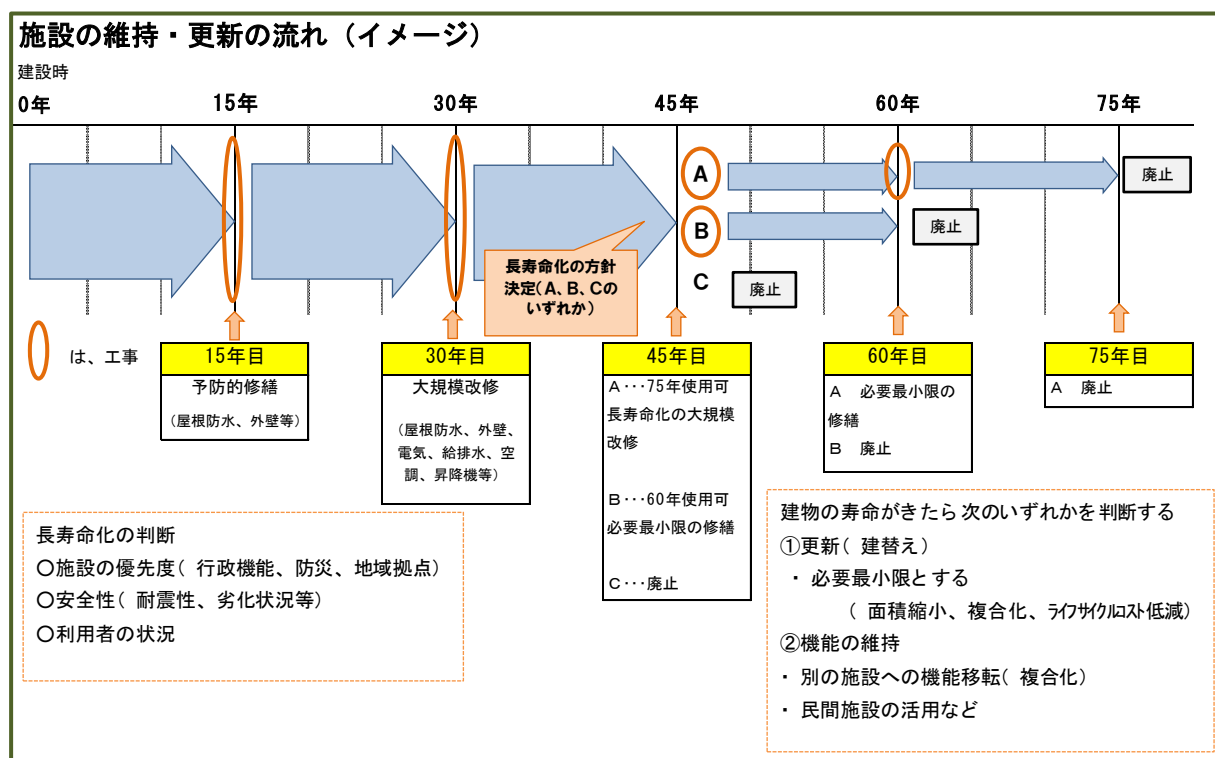
点検・診断結果によって危険性が高いと認められた施設や、老朽化の著しい施設については、安全の確保を優先させ、緊急的に対策を講じます。

本組合の建物については新耐震基準で建設されているものの、災害時の拠点として迅速に活用できるように安全・機能確保を常に図り、必要に応じて、耐震診断及び補強を実施していきます。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果より、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先をつけ、計画的に修繕・更新を実施していきます。維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上に課題を適切に把握し、今後の修繕計画に活用していきます。

また、新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進め、トータルコストの縮減を図るとともに、大規模改修等の実施にあたっては、緊急性・重要性等を踏まえて実施時期の調整を行うことにより、財政負担の平準化を図ります。



(4) 長寿命化の実施方針

公共施設等の耐用年数到来年度を把握し、改修や更新の対応時期を検討します。

修繕が必要な箇所が生じた場合は、迅速に応急処置を施すとともに、点検・診断結果を効果的に活用し、小規模な改修を積み重ねていくことでトータルコストの低減に努めます。

なお、建替えについては、原則として耐用年数経過後に行う予定としていますが、その当時の劣化状況や本組合の運営状態を鑑み、大規模改修に要する費用と建替えに要する費用を比較し、後者のほうで費用対効果が高く見積もられた場合には、建替え時期の前倒しも検討します。その際には、建設技術が向上していることも踏まえ、より長期間使用可能な設計及び建築方法をとります。

(5) 構成団体や広域連携のあり方について

先に触れましたが、本組合管内でも大規模な地震、それに伴う津波の他、土砂災害、水害といった自然災害の発生が想定されています。これらの危機管理や有事の際に迅速な対応ができるように、構成団体にて制定されている防災計画、避難行動要支援者台帳および個別計画といった各種計画を十分に把握のうえ、連携を図っていきます。加えて、近隣の消防本部とも意見交換や協議を重ね、緊密な連携を図ることができるように努めていきます。

(6) PPP/PFI の方針

本組合では、建物・土地といった保有資産に加え、保守点検が必要な部分が少なく、また、庁舎内に民間活用が可能なスペースも有しておらず、民間主導で行う行政サービスがないことから PPP/PFI については検討しないこととします。

PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）

従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せの民間委託等を含む手法。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

3. 計画の実行・管理

本計画の実行及び管理方法について以下を示します。

(1) フォローアップの方針

本計画の内容については、本組合内はもちろん、構成団体と連携しながら実行に向けた進捗管理を行うことが重要になります。

右図のPDCA サイクルによるフォローアップを実践し、住民ニーズへの対応と財政負担の平準化並びに軽減を同時に実現できるようマネジメントに取り組みます。

また、社会情勢の変化や本組合及び構成団体を取り巻く情勢の変化に応じては、適宜、本計画を改訂します。



(2) 住民への説明

本計画の推進にあたっては、住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。本組合の公共施設等を取り巻く現状や課題、本計画の必要性等について、住民にご理解いただくために、本組合ホームページにて掲載します。

また、施設の大規模改修や建替え等を検討する際には、住民、構成団体、議会等と十分に協議し合意形成を得たうえで、計画の進行に取り組みます。

(3) 長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

本計画の策定後は、平成 32 年度までに長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

本組合でも、早急な対応をめざしており、長寿命化計画策定時には、点検・診断結果から出された施設評価を基として建物性能、利用率・費用対効果等を施設ごとに分析し、長寿命化対策のための修繕工事や改修工事の実施（予定）時期を明確に定めていきます。

なお、これらの施設情報には、先述した固定資産台帳を活用していきます。

◆総務省消防庁ホームページを参照

消防総第 198 号「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における個別施設毎の長寿命化計画の策定
依頼等について（依頼）（平成 29 年 3 月 30 日）」

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/t_index.html

板野東部消防組合公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 12 月発行

発画・編行：板野東部消防組合消防本部

〒771-0201

徳島県板野郡北島町北村字大開 11 番地 1

TEL 088-698-0119

URL <http://www.itanotobu-fire.jp/>